平成２７年（フ）第４９６８号
大阪市平野区加美西１丁目13番36―401号、前住所大阪市東住吉区桑津３丁目２番21号
破産者　式谷セツ子
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０４８号
大阪府豊中市刀根山４丁目４番３―307号
破産者　吉井　香里
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２６４号
大阪府東大阪市小阪本町１丁目12番10号
破産者　華原　逢馨
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２１号
大阪府富田林市久野喜台１丁目８番602―501号
破産者　青木　俊諭
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０８１号
大阪府羽曳野市高鷲６丁目６番22号
破産者　かおる学習塾こと　爲貞　俊郎
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２号
北九州市八幡西区則松６丁目９番23号
破産者　西田　惠樹
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第８号
佐賀県唐津市鎮西町中野5658番地
破産者　山下　裕憲
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第１００号
熊本県宇城市不知火町小曽部215番地
破産者　松江　　智
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６８１号
熊本市中央区黒髪２丁目１番17号
破産者　上野　　誠
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１９０号
鹿児島県鹿児島市田上台１丁目38番１号
破産者　今村　　勤
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２６９号
鹿児島県鹿児島市西陵５丁目１―13　Ｋコーポ202号、住民票上の住所　鹿児島県鹿児島市高麗町18番30号
破産者　黒瀬　久幸
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２００号
茨城県つくば市谷田部2416番地47（陣場Ｅ51街区１）ラ・ベジブルＢ棟205号、前住所兵庫県神戸市中央区北長狭通８丁目１番４―1403号
破産者　光本　佳一
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第２９号
岐阜県安八郡神戸町大字神戸1430番地の８
破産者　大渕　清文
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第２３３号
静岡県沼津市下香貫宮脇324番地の19
破産者　室伏　尚志
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２７４号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字郷中茶原544番地１　ハイム野村201号
破産者　吉田　善仁
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３２８号
愛知県江南市高屋町旭132番地　ＴＡＫＩハイツ202号
破産者　大井　秀和
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第３００号
滋賀県湖南市菩提寺東４丁目６番５号、開始決定時の住所滋賀県湖南市菩提寺東４丁目４番36号
破産者　長谷川正勝
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１２号
大津市御幸町４番７号　502号
破産者　林田　裕典
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部